

社会福祉法人晴翔会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営
- (ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人晴翔会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県相模原市中央区光ヶ丘3丁目2番1号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 理事のうち1名を常務理事とする。

- 2 常務理事は、理事会の意見を聞いたのち、理事長が委嘱する。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることできる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することできる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことができない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び神奈川県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第14条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 神奈川県相模原市中央区光が丘3丁目5635番地3、5635番地6、5632番地6所在の鉄筋コンクリート造2階建複合施設園舎1棟
上溝保育園及び老人デイサービスセンター桜の園1097.99平方メートル。
 - (2) 神奈川県相模原市南区上鶴間3丁目1034番地2所在の鉄筋コンクリート造2階建保育園園舎1棟くぬぎ台保育園663.48平方メートル。
 - (3) 神奈川県横浜市南区六ツ川3丁目78番地10、76番地8、77番地32、78番地15所在の鉄筋コンクリート造平家建保育園園舎1棟
六ツ川台保育園430.19平方メートル。
 - (4) 神奈川県横浜市南区六ツ川3丁目76番地8他3筆 宅地1231.61平

方メートル。

- (5) 神奈川県横浜市青葉区荏子田 3 丁目 2 3 番地 1 0 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 2 階建保育園園舎 1 棟

青葉保育園 9 6 6 . 0 6 平方メートル。

付属建物 鉄筋コンクリート造屋根平家建倉庫 1 棟 6 . 8 0 平方メートル。

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第15条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第16条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第17条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第18条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第19条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、

これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第20条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第21条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第22条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第23条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第24条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第25条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第26条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 27 条 この法人の公告は、社会福祉法人晴翔会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 28 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小 川 ア キ ノ

理事 金 井 金 作

理事 中 村 真 次

理事 海老名 正 吾

理事 三 谷 光 雄

理事 渋 谷 隆

監事 勝 沼 清 次

監事 船 田 松 代

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市											
法人名	社会福祉法人晴翔会		主たる事務所の所在地	〒 252 - 0227 相模原市中央区光が丘3-2-1		電話番号	042 - 754 - 7374		FAX番号	042 - 750 - 6760		
ホームページアドレス	http://www.seisyou-kai.jp/		メールアドレス	kamimizo-s@fancy.ocn.ne.jp		設立認可年月日	昭和45年3月24日			設立登記年月日	昭和45年5月14日	
代表者	氏名	年齢		住所		職業	就任年月日					
	村松美智子	公表/非公表	非公表	公表/非公表	非公表	施設長	平成24年4月17日					

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種	保育所	公表	相模原市中央区光が丘3-2-1	昭和45年5月1日	150名	○	
		保育所	公表	相模原市南区上鶴間3-23-18	昭和56年4月1日	90名		
		保育所	公表	相模原市南区相模大野7-1-10	平成13年1月1日	29名		
		保育所	公表	横浜市南区六ッ川3-78-10	昭和56年4月1日	60名		
		保育所	公表	横浜市青葉区荏子田3-23-10	平成11年4月1日	120名		
老人福祉	第二種	老人デイサービスセンター	公表	相模原市中央区光が丘3-2-1	平成7年4月1日	1日15名	○	
障害者福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1	デイサービスセンター桜の園	相模原市中央区光が丘3-2-1	平成13年4月1日	
	7	デイサービスセンター桜の園	相模原市中央区光が丘3-2-1	平成16年4月1日	
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 (生きがいデイサービス事業)					

評議員	定員	現員	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数	
	氏名	職業	任期	親族	他の社会福祉法人の役員		その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表					その他
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
施設長	施設名		氏名	就任年月日		法令等に定める資格の有無											
	上溝保育園		村松美智子	平成25年8月1日		有											
	くぬぎ台保育園		鈴木 紀子	平成18年4月1日		有											
	六ッ川台保育園		吉本 治美	平成9年7月1日		有											
	青葉保育園		岡田早苗	平成25年8月1日		有											
ダイサービスセンター桜の園		西 雅美	平成15年7月1日		有												
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤													
		換算数	換算数	換算数	換算数												
	法人本部																
	施設	86人	22人	13人													
理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項												
	平成27年5月28日	6名		有	・平成26年度社会福祉法人晴翔会及び各施設事業報告(案)並びに決算報告(案)の審議について・上溝保育園外装改修工事と入札業者選定について												
	平成27年12月16日	5名		無	・平成27年度社会福祉法人晴翔会及び各施設の補正予算(案)について・就業規則の改正及び処遇改善一時金支給規程の改正について												
	平成28年3月17日	5名		有	・平成27年度社会福祉法人晴翔会及び各施設の補正予算(案)・平成28年度社会福祉法人晴翔会及び各施設の事業計画(案)並びに当初予算(案)・諸規程の改正について・諸規程の一部改正について・理事、監事の任期満了改選について												
評議員会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項												
監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項						改善事項							
	平成27年5月17日	舩田松代 岡章太郎	有 有	なし なし													

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無	
基本 財産	土地	横浜市南区六ッ川3-78-10	1231.61㎡	278,343	平成6年9月2日	43,000	その他	25	有
	建物	相模原市中央区光が丘3-2-1	1097.99㎡	376,747	平成6年9月2日	43,000	その他		
		相模原市南区上鶴間3-23-18	663.48	68,872	平成6年9月2日	43,000	その他	25	有
		横浜市南区六ッ川3-78-10	430.19	44,655	平成6年9月2日	43,000	その他		
		横浜市青葉区荏子田3-23-10	972.86	306,591	平成10年11月1日 平成11年5月31日	60,000 43,000	(独)福祉医療機構 その他	20 25	有 有
運用 財産	土地								
	建物								
公益 事業 用財産	土地								
	建物								
収益 事業 用財産	土地								
	建物								

平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	30,755
①事業活動収入	628,037
・介護報酬等の公費(※)	19,378
・利用者負担金(※)	1,404
・その他収入	607,255
②事業活動支出	597,315
・人件費支出	470,292
・事業費支出	55,744
・利用者負担軽減額	
・その他支出	71,279
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 3,198
①施設整備等収入	
・施設整備補助金等の公費	3,650
・その他収入	
②施設整備等支出	6,848
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 23,799
①その他の活動収入	27,367
②その他の活動支出	51,166
当期末資金収支差額	3,758
前期末支払資金残高	207,327
当期末支払資金残高	211,085

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	
①サービス活動収益	620,403
②サービス活動費用	607,415
減価償却費	25,826
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 14,928
その他サービス活動費用	596,517
(2)サービス活動外増減差額	1,314
①サービス活動外収益	7,667
②サービス活動外費用	6,353
(3)特別増減差額	0
①特別収益	3,650
②特別費用	3,650
当期活動増減差額	14,302
前期繰越活動増減差額	306,892
当期末繰越活動増減差額	321,194
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	25,755
その他の積立金積立額	44,000
次期繰越活動増減差額	302,949

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	1,781,075
①流動資産	225,987
②固定資産	1,555,088
(2)負債の部	94,989
①流動負債	21,342
②固定負債	73,647
(3)純資産の部	1,686,087
減価償却累計額	560,825

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立金	人件費の補充	117,800	○	120,000			
保育所施設・設備整備積立金	保育所の大規模修繕、建て替え等の資金	506,390	○	500,000	大規模修繕	H35	くぬぎ台保育園・六ッ川台保育園
施設設備整備積立金	サービスの大規模修繕、建て替え等の資金	47,940	○	60,000	大規模修繕		

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。

資金収支計算書
(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	22,808,669	23,082,024	273,355
		保育事業収入	571,737,526	593,321,633	21,584,107
		借入金利息補助金収入	254,790	132,000	-122,790
		経常経費寄附金収入	4,000,000	4,000,000	0
		受取利息配当金収入	527,000	637,803	110,803
		その他の収入	6,673,750	6,897,931	224,181
		事業活動収入計(1)	606,001,735	628,071,391	22,069,656
	支出	人件費支出	467,698,141	470,292,521	-2,594,380
		事業費支出	60,157,089	55,744,499	4,412,590
		事務費支出	65,190,830	64,925,598	265,232
		支払利息支出	132,000	132,000	0
その他の支出		6,178,750	6,221,270	-42,520	
事業活動支出計(2)	599,356,810	597,315,888	2,040,922		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		6,644,925	30,755,503	24,110,578	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	3,650,000	3,650,000	0
		施設整備等収入計(4)	3,650,000	3,650,000	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	6,440,000	6,440,000	0
		固定資産取得支出	550,000	408,024	141,976
		施設整備等支出計(5)	6,990,000	6,848,024	141,976
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-3,340,000	-3,198,024	141,976	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	29,202,700	27,367,212	-1,835,488
		その他の活動収入計(7)	29,202,700	27,367,212	-1,835,488
	支出	積立資産支出	41,912,570	51,166,760	-9,254,190
		その他の活動による支出	135,000	0	135,000
		その他の活動支出計(8)	42,047,570	51,166,760	-9,119,190
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-12,844,870	-23,799,548	-10,954,678
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-9,539,945	3,757,931	13,297,876	
前期末支払資金残高(12)		207,327,580	207,327,580	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		197,787,635	211,085,511	13,297,876	

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式
(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	23,082,024	22,427,072	654,952
		保育事業収益	593,321,633	575,617,640	17,703,993
		経常経費寄附金収益	4,000,000	3,000,000	1,000,000
		サービス活動収益計(1)	620,403,657	601,044,712	19,358,945
	費用	人件費	475,847,761	475,301,158	546,603
		事業費	55,744,499	55,785,241	-40,742
		事務費	64,925,598	47,097,792	17,827,806
		減価償却費	25,826,155	25,913,625	-87,470
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-14,928,712	-14,932,508	3,796
		サービス活動費用計(2)	607,415,301	589,165,308	18,249,993
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		12,988,356	11,879,404	1,108,952	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	132,000	331,460	-199,460
		受取利息配当金収益	637,803	645,262	-7,459
		その他のサービス活動外収益	6,897,931	7,185,834	-287,903
		サービス活動外収益計(4)	7,667,734	8,162,556	-494,822
	費用	支払利息	132,000	331,460	-199,460
		その他のサービス活動外費用	6,221,270	6,391,600	-170,330
		サービス活動外費用計(5)	6,353,270	6,723,060	-369,790
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		1,314,464	1,439,496	-125,032	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		14,302,820	13,318,900	983,920	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	3,650,000	10,281,500	-6,631,500
		特別収益計(8)	3,650,000	10,281,500	-6,631,500
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	3,650,000	7,872,000	-4,222,000
		特別費用計(9)	3,650,000	7,872,000	-4,222,000
特別増減差額(10)=(8)-(9)			2,409,500	-2,409,500	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		14,302,820	15,728,400	-1,425,580	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		306,892,098	311,584,678	-4,692,580
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		321,194,918	327,313,078	-6,118,160
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)		25,755,692	10,000,000	15,755,692
	その他の積立金積立額(16)		44,000,000	30,420,980	13,579,020
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		302,950,610	306,892,098	-3,941,488

貸借対照表
平成28年 3月31日現在

第3号の1様式
(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	225,987,559	229,398,265	-3,410,706	流 動 負 債	21,342,048	34,140,685	-12,798,637
現 金 預 金	196,053,892	210,424,369	-14,370,477	事 業 未 払 金	12,575,165	4,932,332	7,642,833
有 価 証 券	2,997,900	2,997,900	0	そ の 他 の 金	49,893	616,893	-567,000
事 業 未 収 金	23,464,247	10,389,483	13,074,764	1 年 以 内 返 済 予 定 金	6,440,000	12,070,000	-5,630,000
未 収 金	0	616,893	-616,893	設 備 資 金 借 入 金	0	14,508,041	-14,508,041
未 収 補 助 金	3,449,760	4,947,860	-1,498,100	未 備 払 金	0	0	0
前 払 金	21,760	21,760	0	預 り 金	4,500	0	4,500
固 定 資 産	1,555,088,916	1,562,592,839	-7,503,923	職 員 預 り 金	2,272,490	2,013,419	259,071
基 本 財 産	789,438,796	808,556,887	-19,118,091	固 定 負 債	73,647,290	74,787,390	-1,140,100
土 地	278,343,000	278,343,000	0	設 備 入 資 金	24,920,000	25,730,000	-810,000
建 物	510,095,796	529,213,887	-19,118,091	借 入 給 付 金	48,727,290	49,057,390	-330,100
基本財産特定預金	1,000,000	1,000,000	0	引 当 金	94,989,338	108,928,075	-13,938,737
そ の 他 の 固 定 資 産	765,650,120	754,035,952	11,614,168	負 債 の 部 合 計			
建 構 物	18,787,145	20,011,832	-1,224,687	純 資 産 の 部			
車 輦 運 搬 具	6,882,013	8,388,745	-1,506,732	基 本 金	328,383,750	328,383,750	0
器 具 及 び 備 品	66,705	133,404	-66,699	基 本 金	328,383,750	328,383,750	0
権 利	229,320	229,320	0	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	382,622,356	393,901,068	-11,278,712
ソ フ ト ウ ェ ア	0	24,588	-24,588	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	382,622,356	393,901,068	-11,278,712
退 職 給 付 引 当 資 産	48,727,290	49,057,390	-330,100	そ の 他 の 積 立 金	672,130,421	653,886,113	18,244,308
そ の 他 の 積 立 資 産	672,130,421	653,886,113	18,244,308	人 立 件 費 積 金	117,800,000	117,800,000	0
差 入 保 証 金	6,000,000	6,000,000	0	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	506,390,421	488,146,113	18,244,308
				施 設 整 備 等 積 立 金	47,940,000	47,940,000	0
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	302,950,610	306,892,098	-3,941,488
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	302,950,610	306,892,098	-3,941,488
				純 資 産 の 部 合 計	14,302,820	15,728,400	-1,425,580
資 産 の 部 合 計	1,781,076,475	1,791,991,104	-10,914,629	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,686,087,137	1,683,063,029	3,024,108

脚注
1. 減価償却費の累計額 560,825,109円